

重要事項説明書

ひまわり認定こども園

保育の提供の開始にあたり、ひまわり認定こども園があなたに説明すべき内容は、次の通りです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 ひまわり福祉会
所 在 地	大村市木場1丁目996番地1
電 話 番 号	0957-53-9420
代表者氏名	理事長 川野 敏夫

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所型 認定こども園
施 設 の 名 称	ひまわり認定こども園
施設の所在地	大村市木場1丁目996番地1
連 絡 先	電話番号:0957-53-9420
	F A X:0957-53-9460
施 設 長	園長 川野 敏夫
対 象 児 童	保育を必要としない満3歳以上の園児(以下「1号認定子ども」という) 保育を必要とする満3歳以上の園児(以下「2号認定子ども」という) 保育を必要とする満3歳以下の園児(以下「3号認定子ども」という)
利 用 定 員	1号認定……21名 2号認定……60名 3号認定……50名
開設年月日	平成22年4月1日

3 施設の目的・運営方針

ひまわり認定こども園(以下「当園」という)は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする園児を日々受け入れ、保育を行なうことを目的とします。

- ① 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳幼児及び幼児(以下「園児」という)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するように努めます。
- ② 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- ③ 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援などを行うよう努めます。

4 提供する保育等の内容

当園は、認定こども園教育・保育要領に基づく、特定教育・保育の提供を適切に行います。

教育・保育目標

子ども一人ひとりの人格を尊重し、心身ともに健康で豊かな子どもを育てる。

- ・心も身体もたくましい子
- ・人や自然の触れ合いの中で豊かに育ちあう子
- ・自分で考え、表現しながら友だちとつながりをもてる子

こんな子どもに育てほしい

- ・快活で明るく元気な子どもに
- ・豊かな感情と素直な心、隣人を思いやる優しい心をもって、共に育ち合うことを喜ぶ子どもに
- ・話が聞ける子ども、自分の考えを相手に分かるように表現できる子どもに
- ・けじめのある子どもに
- ・我慢強く物事をやりぬく力を持った子どもに

5 保育を提供する日

*2号認定・3号認定

保育を提供する日は、月曜日～土曜日までとします。

ただし、年末年始(12月30日～1月4日)及び祝祭日は、休園です。

*1号認定

保育を提供する日は、月曜日～金曜日までとします。

春休み(3月25日4月9日)夏休み(7月21日～8月31日)冬休み(12月25日～1月7日)

(曜日関係により変更あり)

6 保育を提供する時間

(1)保育標準時間時間認定

7時から18時までの範囲内で保育を必要とする時間となります。

7時から8時までは、当番の職員しかいませんので、できるだけ8時以降の登園をお願いします。

(2)保育短時間認定

8時30分から16時30分までの範囲内で保育を必要とする時間となります。

(3)短時間保育認定(幼稚園)

9時～14時までの時間となります。

仕事等で頻繁に延長を利用する場合は、こどもセンターに書類を提出して新2号の申請をしてください。(詳細は、園又はこどもセンターにお尋ね下さい)

大村市では、保護者の方がお休みの日等家庭保育が出来る時は、協力をお願いしています。

登園した場合でも、お昼お迎えなどで少しでも時間が早くなるだけでも子どもたちの

気持ちが変わりますのでご協力ください。

7 食事の提供方法及びアレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

園内において調理を行います。

(2) 食事の提供をする日

保育を提供する日は、毎日食事の提供をします。

(月に1日弁当の日あり、気象状況や諸事情により弁当になる可能性もあり)

(3) 食事の提供時間

	午前おやつ	昼食	午後おやつ
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃
3歳児		11時30分頃	15時頃
4歳児		11時30分頃	15時頃
5歳児		11時30分頃	15時頃

(4) アレルギー対応について

除去食及び代替食に対応(全給食・おやつ)

ただし、アレルギーの状態によっては弁当持参をお願いする場合があります。

食物アレルギー対応のマニュアル有。

アレルギー等による配慮食については、医師の診断書又は、アレルギー検査の結果表が必要となります。

8 特別教育・特別支援保育

地域社会の中で、支援が必要な子どもも共に育ち合うことを基本的な考えとして特別支援保育を行っています。その為、国の保育士配置基準よりも多めに職員を配置しています。

9 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1)園児が小学校に就学したとき
- (2)園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3)その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

10 利用料金

- (1)特定教育・保育に係わる利用者負担、大村市が定める保育料相当額をお支払い頂きます。
毎月10日までのお支払いとなります。

上記に掲げる保育料相当額のほか、別表に掲げる費用を負担して頂きます。(別表1)参照

11 緊急時の対応

入園されている園児に病状の急変等の緊急事態が発生した場合は、別途提出して頂いている児童の記録に記載されている緊急連絡先へ速やかに連絡を行います。

12 非常災害時の対策

非常時の対応 別途に定める、消防計画書により対応いたします。

避難・消火訓練 避難及び消火訓練は、毎月1回以上実施します。

避難場所 園庭 ⇒ 職員駐車場 ⇒ 旭が丘小学校

荒天時の対応について

緊急時の休園及びお迎え要請の判断の目安は、別表をご覧ください。(別表2)参照

13 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1)内科

医療機関の名称	のぐち内科こども医院
医院長名	野口 哲彦
所在地	大村市西大村本町264番地
電話番号	0957-52-2339

(2)歯科

医療機関の名称	えんどう歯科
医院長名	遠藤 秀彦
所在地	大村市久原2丁目1124-1
電話番号	0957-27-3800

14 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係わる窓口を以下の通り設置します。

当園ご利用 相談窓口	・窓口担当者 主任
	・ご利用時間 8時～17時
	・電話番号 0957-53-9420
	・FAX 0957-53-9460
	担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	・大島 弘美 53-2577 ・岩永 賢治 080-3585-6885

15 当園におけるその他の留意事項

- ・当園敷地内は、全て禁煙です。
- ・利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する政治活動、宗教活動及び営利活動はご遠慮下さい。
- ・利用者(子ども、保護者)が事業者や従事する職員又は他の利用者(子ども、保護者)に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合は、契約を解除する場合があります。
- ・送迎の際は、園舎前の駐車場及び職員駐車場をお使いください。登降園時は、車が混み合いますのでスムーズに移動させて下さい。また、必ずお子様と手をつないで園庭内にお入り下さい。

16 虐待防止のための措置について

当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止などの為、責任者を設置し必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるように努めています。

17 守秘義務について

当法人が定める個人情報保護に対する基本方針、特定個人情報の取り扱い規定を遵守し個人情報保護を図ります。(子どもたちの情報は外部にもりません)

18 個人情報について

ホームページやInstagramに掲載した写真は、閲覧以外での使用はしないで下さい。
また、園行事等の際に保護者の皆様が撮影された写真・動画に関しても、お子様以外の園児が写っている写真はSNS等に掲載しないで下さい。

諸費用について

別表(1)

保育料及び給食費(主食費と副食費)

	たまご	ひよこ	ちゅうりっぷ	たんぼぼ	さくら	ひまわり
保育料	大村市の保育基準に準ずる					
主食費						
副食費				大村市の保育基準に準ずる 月/3900円(幼) 月/4900円(保)		

*金額は、令和8年度現在の金額です。物価上昇により変更がある可能性があります。

*実費徴収等

	たまご	ひよこ	ちゅうりっぷ	たんぼぼ	さくら	ひまわり
用品代(台拭き・雑巾・歯磨き粉等)	年/200円					
オムツ処理代	月/100円又は、年/1200円		月/100円	必要な場合 月/100円		
ペーパータオル(口拭き用)	月/100円又は、年/1200円		月/100円			
絵本代 (4月～12月)	月/400円又は 年/3600				月/500又は 年/4500円	
作品ファイル	絵本代で調整					
父母の会費	半期1500円又は、年3000円(月額に換算して250円)					

*金額は、令和8年度現在の金額です。物価上昇により変更がある可能性があります。

*用品について

	金額	たまご	ひよこ	ちゅうりっぷ	たんぼぼ	さくら	ひまわり
通園リュック	5,170			○	○	○	○
制服	7,480				○	○	○
シール帳	730		○	○	○	○	○
体操服(上)	2,640		○(夏～)	○	○	○	○
体操服(下)	1,870		○(夏～)	○	○	○	○
ゼッケン	200		○(夏～)	○	○	○	○
クレヨン	590				○	○	○
お道具箱	700				○	○	○
粘土	700				○	○	○
粘土板	630				○	○	○
粘土ケース	380				○	○	○
のり	240				○	○	○
はさみ	680					○	○
帽子	650		○	○	○	○	○
ピアノカ	5,500					○	○

*用品の金額は、令和8年度現在の金額です。物価上昇により変更がある可能性があります。

緊急時の休園及びお迎え要請の判断の目安です。

下記を参考にスムーズな対応ができるようご協力をお願いします。

時刻	警報の内容等(大村市及び気象庁)	園の対応
午前6:00 	(大村市内に) 暴風警報 避難指示 大雨特別警報 暴風特別警報 暴風雪特別警報 震度5弱以上の地震	臨時休園

- ① 当日、荒天の場合には、上記の表の目安にしたがって午前6:00に判断します。臨時休園の場合には、コドモンでお知らせいたします。(ただし、天候の急変により、急遽6:00~7:00に判断する場合があります。)
- ② 園からの連絡がなくても、大村市が「警戒レベル3・高齢者等避難」を発令している場合や、荒天で登園が危険とみなされる場合は、保護者の判断で遅刻・欠席をさせていただきます。(その際、必ず園へ遅刻・欠席の連絡をお願いします。)
- ③ 上記の表以外でも、様々な感染症などで休園になる場合があります。
- ④ 保育時間中に、上記の警報などが発令された場合は、至急保護者のお迎えをお願いします。大村市が「警戒レベル3・高齢者等避難」を発令した時点で、なるべく早めのお迎えを要請します。警報が段階的に出るとは限りませんので、お気を付けてください。また、園が危険と判断した場合には、指定された避難所に避難します。その際は、避難所へのお迎えをお願いします。(旭ヶ丘小学校です。)

*お願い

・臨時休園及びお迎えの要請は、コドモンで連絡します。工作中確認が難しい方は、祖父母など協力していただける方の登録も可能です。その際、園児の名前で登録してください。個別に電話連絡などは、困難かと思われます。

・臨時休園となっても、保育料の減額はありませぬ。

保護者控

当園における特定教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

重要事項説明者

主任保育士 三浦 博美

社会福祉法人 ひまわり福祉会

理事長 川野 敏夫

私は、本書面に基づいて保育所型ひまわり認定こども園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。（この同意書については、卒・退園まで有効です。）

令和 年 月 日

園児氏名	保護者氏名	印
------	-------	---

個人情報使用同意書

下記園児及び保護者等に係る個人情報について、以下の目的の為に必要最小限の範囲内において使用することを同意します。

- ①小学校への円滑な移行・継続が図れるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ②他の教育保育施設等への転園する場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ③緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ④コドモンへの写真・名前・生年月日等の掲載及びコドモンで写真販売をおこなうこと。
- ⑤ホームページ、インスタグラムへの写真の掲載の 可・否

社会福祉法人 ひまわり福祉会

理事長 川野 敏夫 様

令和 年 月 日

住 所 :

園 児 名 :

保護者氏名 :

印

園児から見た続柄 :

園提出

当園における特定教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

重要事項説明者

主任保育士 三浦 博美

社会福祉法人 ひまわり福祉会

理事長 川野 敏夫

私は、本書面に基ついて保育所型ひまわり認定こども園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。 (この同意書については、卒・退園まで有効です。)

令和 年 月 日

園児氏名	保護者氏名	印
------	-------	---

個人情報使用同意書

下記園児及び保護者等に係る個人情報について、以下の目的の為に必要最小限の範囲内において使用することを同意します。

- ①小学校への円滑な移行・継続が図れるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ②他の教育保育施設等への転園する場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ③緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ④コドモンへの写真・名前・生年月日等の掲載及びコドモンで写真販売をおこなうこと。
- ⑤ホームページ、インスタグラムへの写真の掲載の 可・否

社会福祉法人 ひまわり福祉会

理事長 川野 敏夫 様

令和 年 月 日

住 所 :

園 児 名 :

保護者氏名 :

印

園児から見た続柄 :